

新宿区立学校の適正規模、適正配置  
及び学校施設のあり方等について

(答 申)

平成4年7月

東京都新宿区立学校適正配置等審議会

平成4年7月27日

東京都新宿区教育委員会

委員長 辻田 正己 殿

東京都新宿区立学校適正配置等審議会

会長 倉 沢 進

## 新宿区立学校の適正規模、適正配置及び 学校施設のあり方等について（答 申）

平成2年6月11日に新宿区教育委員会から諮問がありました「新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等の基本的考え方」及び「新宿区立学校の適正配置の具体的方策」について、別紙のとおり答申します。

# 目 次

はじめに	1
第一章 答申にあたっての視点	2
第二章 適正規模・適正配置の基本的な考え方	4
第1節 新宿区立学校の現況	4
1 小学校	4
2 中学校	5
3 幼稚園	5
第2節 小規模校の学校教育への影響	7
第3節 適正規模の考え方	9
1 小学校	9
2 中学校	10
3 幼稚園	11
第4節 適正配置の考え方	13
1 小学校	13
2 中学校	14
3 幼稚園	15
第三章 適正配置の具体的方策	17
1 小学校について	17
2 中学校について	18
3 幼稚園について	19

第四章	学校施設のあり方の基本的な考え方	20
第1節	学校施設のあり方の基本的命題	20
第2節	学校施設複合化について	21
1	学校施設複合化の視点	21
2	学校施設複合化の実現に向けての提言	22
第3節	学校施設のあり方と学校経営の将来的な課題について	24
第五章	答申の実現に向けて	25

## 新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について（答申）

### はじめに

本審議会は、平成2年6月11日に発足し、新宿区教育委員会から次の事項について諮問を受けた。

- 1 新宿区立学校の適正規模及び適正配置並びに学校施設のあり方等の基本的考え方について
- 2 新宿区立学校の適正配置の具体的方策について

諮問以来今日まで、本審議会は区立学校の現状把握に努めるとともに、22回にわたる審議会を通して活発な意見の交換を行い、答申の策定に向けて精力的に調査・検討を続けてきた。

また、平成3年6月には審議会として公聴会を実施したほか、本年6月に区民に向けての審議経過説明会を開催するなど、多くの関係者からご意見をいただく場の提供に配慮してきた。

結果的に足掛け3箇年にわたる長期間の審議となったが、このたび、諮問事項についての結論を得たので、答申として取りまとめ提言する。

この答申が、地域の将来を担う子供達の教育環境の改善に貢献することを切に願うものである。

## 第一章 答申にあたっての視点

明治以来の歴史を持つ小学校、戦後の新制中学校、昭和40年代の初めに全小学校併設となった幼稚園というように、それぞれ沿革は異にしながらも、区立学校は、現在、重大な転機を迎えている。

本審議会が設置された目的は、「教育環境の整備」と「充実した学校教育の実現」であることは条例で明記するとおりであるが、その背景にあるものが学齢人口の減少であることは衆目の一致しているところである。

全国的な出生率の低下に加え、東京一極集中ともいわれる過度の都市化の進行と地価の高騰等により、本区の住民登録人口は減少の一途をたどり、とりわけ「ファミリー層」の減少が顕著なものになっている。このままでは、「心豊かで、たくましい子供」を育成するための、区立学校の存立基盤が失われかねないのである。

一方、「情報化」及び「国際化」に伴う教育内容と方法の改善、「学校5日制」に代表される「ゆとりのある教育」と地域社会との関わりの強化、さらに、共働き世帯の増加による家庭や地域における教育の見直しなど、今日、学校を取り巻く状況は著しく変化してきている。

その中でも、子供の数の減少に伴う集団教育における教育効果の問題は、最も重要な課題の一つであるといわなければならない。

本審議会は、このような状況を踏まえ、次の視点から答申を取りまとめることにした。

第一に、21世紀初頭の新宿区の学校教育は、施設面でも学校経営面でも、他に誇るべき充実した内容を持つべきだという視点である。そのためには、学齢人口の減少に伴う適正規模、適正配置等の問題は、教育効果をはじめ学校教育のあり方の根幹に関わる事柄として避けて通るわけにいかないも

のである。

第二に、地域に開かれた学校を考える視点である。学校の小規模化が進行することにより、このままでは、児童・生徒の数に見合った学校の数は、ますます少なくならざるをえない。しかしながら、一方では、生涯学習施設等への地域の要望は、日増しに高まっている。本審議会は、学校教育面での規模による一定の限界は認めつつも、学校施設の複合化・多目的化を考える中で、地域に存続する学校施設のあり方を勘案した。

このほか、現行制度の壁という、現実には無視できない問題をも考慮する必要がある。本審議会としては、40人学級や教員配当基準などの法定事項が、将来的に不変なものであるとは考えないが、答申の取りまとめにあたっては、基本的には現行制度を前提に、現在区レベルで成し得ることを中心に本答申が構成されている。

## 第二章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

### 第1節 新宿区立学校の現況

#### 1 小学校

戦後のベビーブームといわれた世代の子供達が在籍した昭和33年度、本区の区立小学生は、約37,600人を数えた。戦後、急増する児童に対応するため、この年までに、小学校は29校から36校になるのである。その状態が沈静化し、昭和40年頃からしばらく安定的に推移していた児童数の減少傾向が再び顕著になってきたのは、昭和の50年代後半からである。昭和61年3月には、業務地化の著しい地域にあった淀橋第二小学校が廃校になり、現在の35小学校になった。

平成4年5月1日時点の区立小学校児童数は11,502人（普通学級）であり、10年前の昭和57年の同時期と比較すると、実数にして9,746人の減、減少率にして45.9%である。この10年間で児童数が半分近く減少したことになり、ピーク時の昭和33年と比較すれば、3分の1を下回る厳しい状況である。

これに伴い、学校規模も年々小規模化し、現在、文部省見解でいう大規模校は存在せず、学校教育法施行規則で標準規模とされている12～18学級を下回る小規模校が、35校中14校を占め、うち9校が1学年1学級の単学級校である。特に、6学級規模の単学級校が、昨年度と比較しても3校増えており、学級規模の小規模化と相まって、教育効果及び学校経営面からみた影響は深刻なものになってきている。



## 2 中学校

昭和37年度、本区の区立中学生は、約18,400人を数えた。この在籍生徒数のピーク時を含む昭和の30年代に、区立中学校が4校新設され、現在の15校になった。その後の中学校の生徒数は、数年遅れで小学校と同様の経過をたどり、しばらく安定的に推移した後、昭和61年度以降、減少の一途をたどっている。

平成4年5月1日現在の区立中学校生徒数は5,579人（普通学級）であり、10年前の昭和57年と比較して、実数で3,935人の減、減少率41.4%である。5年前の昭和62年の同時期と比較した場合は、実数で3,339人、減少率37.4%になる。ピーク時の昭和37年と比べて3分の1を下回することは小学校と同じであるが、中学校については、最近の私立中学校志向の顕在化と相まって、この5年間の減少傾向が特に顕著であるといえる。

学校規模小規模化の影響は、中学校においても深刻なものになってきている。現在、学校教育法施行規則で標準規模とされている12～18学級を下回る小規模校が15校中10校を占め、1学年2学級で6学級規模の中学校も生じている。小規模化に伴う学校の活力の低下傾向と同時に、教科担任制ゆえの教員配置の問題など、小学校とはまた異なる厳しい状況に立ち至っている。

## 3 幼稚園

各区立小学校に幼稚園を併設する現在の方式は、昭和36年から本格化し、昭和42年に全部の小学校に併設となった。園児数の推移を見ると、第二次ベビーブーム世代が在園した時期に相当する昭和53年度の4,814人が最大で、それを境に、区立幼稚園の園児数が減少してきている。

平成4年5月1日現在、区立幼稚園の園児数は1,495人、ピーク時の昭和53年の3分の1を下回り、10年前の昭和57年と比較しても、実数で2,286人の減、減少率60.5%である。

これに伴い、全部の幼稚園で定員割れの状況が生じ、平均での定員充足

率は44.7%にまで落ち込んでいる。特に、園児数が20人を下回り、1学級平均で10人未満となる園が8園あり、そのうちの2園は、4・5歳児の複式学級を実施している状況である。このままでは、集団保育の実施は、一層困難になるといわざるをえない。

## 第2節 小規模校の学校教育への影響

学校規模と教育効果の関係については、現在のところ教育学上の定説と  
いったものは見当たらない。しかし、大規模校あるいは小規模校の学校教育  
への影響に関しては種々論議されてきており、その中で教育上のプラス  
傾向やマイナス傾向についても広く指摘されている。

前節の「新宿区立学校の現況」で明らかのように、本区においては大規  
模校に相当する学校はないが、単学級の小学校をはじめ、小規模校が著し  
く増加する傾向にある。

小規模校の学校教育に及ぼすプラス、マイナス両側面における影響につ  
いてみた場合、これまでの各論者の指摘のほか、学校関係者等の長年の教  
育経験に基づく意見などを総合すると、一般的にはおおむね次のような傾  
向を挙げることができる。本審議会でも、主に小規模小学校の事例として、  
同様の意見が述べられている。

学習指導面からみた小規模校の利点は、教師の行き届いた指導がしやす  
いということである。一人一人の児童生徒が授業などで発表する機会が多  
くなり、教育活動への参加意識が高くなる。反面、活気に満ちた雰囲気  
に欠け、集団の相互作用による思考力の育成や、学習や運動において学び合  
うたくましさの不十分になりがちな傾向がある。また、集団で行う体育活  
動、劇、合唱・合奏などで支障を来しやすい。

生活指導等の面においては、教職員が全児童生徒を知ることが容易であ  
ることから、実態に応じた個別的な指導をしやすい利点がある。しかし、  
多様な友達との触れ合いの機会に乏しく、社会性や自主性の育成が不十分  
になりやすい面が見られる。

特に、単学級の場合、クラス替えができないことをはじめ、学力、友人  
関係が固定化しやすい。

このほか、経営組織や運営面からの考察も必要である。

小規模校においては、校長の経営方針や指導の重点が浸透しやすく、教

職員や児童生徒がまとまりやすいという利点を持つ。反面、特に単学級の場合には、教材の準備等の共同・分担作業や、協力授業などによる学級間の相互啓発に欠ける面がある。また、教師の分掌事務が過重負担となる傾向がある。

以上のように、小規模校の学校教育への影響については、プラス面とマイナス面のいずれもが挙げられるが、児童生徒の学習や教師の教育指導、学校の組織・運営など教育活動全般にわたって、小規模化の程度に応じ、マイナスの影響が大きくなる傾向は否定できない。

もちろん、上記の傾向については、それぞれ無関係にしかも固定的に考えられるものではない。児童生徒の個人差をはじめ、教師の能力や校長などの指導力の発揮いかんによっては、小規模校ゆえの教育効果が大きくなることも十分に考えられる。

こうした学校現場の教育的努力、さらにはそれを援助すべき行政上の条件整備等については、学校規模のいかんを問わず、常に要請されるべきものであることはいうまでもない。しかしながら、この点を考慮に入れてもなお、少人数化がもたらす教育上のマイナス影響の深刻さを認識し、学校の小規模化は最小限にくい止めなければならないという共通理解の上に立って、学校教育のあり方を積極的に考える必要がある。

なお、中学校については、その教育の目標や役割・機能からみて、小学校より大きな集団規模が求められる。つまり、中学校においては、個の育成とともに社会性の育成がより重要になってくる。この社会性は、より大きな集団の中で、幅広い活動を通して育まれるものである。また、生徒の興味・関心・能力は一層多様化し、教科担任制のもとで様々な学習集団の編成等の教育方法の改善・工夫が求められ、クラブ活動や課外活動の重要性も増してくる。

さらに、中学校は、義務教育の完成教育と高校への進学準備教育という二重の機能を有しており、適切な進路指導を行うための組織運営上の体制づくりも必要である。それゆえ、それ相応の十分な数の教師が確保されなければならない、この点からいっても適正な学校規模が望まれる。

### 第3節 適正規模の考え方

#### 1 小学校

小規模校の学校教育への影響を踏まえて考えれば、1学年2学級は欲しいということになる。1学年1学級ということは、クラス替えもできないということであり、教育上マイナス傾向が生じることは、既に前節で指摘したとおりである。

学校教育法施行規則においても、12～18学級を標準規模とし、これを適正規模に読み替えることが一般的になっている。本区においては大規模校を想定する必要がないので、1学年2学級で12学級以上の小学校を望ましい規模と位置付けることは可能である。

しかしながら、本審議会は、敢えて「適正規模」とは異なる「新宿区における小規模小学校」の存置について検討し、次のとおり、存置の目安を設定した。都心区における小学校が地域社会に果たす役割を勘案すれば、1学年1学級規模の小学校についても、できるだけ維持したいという考え方を示したものと見える。

#### <新宿区における小規模小学校の存置の考え方>

1学年1学級を前提に、1学年2学級のときの最小規模である20人を1学級の下限に位置付ける。この場合、単純計算すれば6学級で120人であるが、各学年が20人の最小規模を維持するためには、学校規模としては1学級平均25人の150人程度が必要である。

#### <理由>

- (1) 将来的には35人学級への移行も予想されるが、40人学級という現行制度の枠を前提にすれば、1学年2学級のときの最小規模である20人は、理解の容易な目安である。
- (2) 学級の活性化を図るとともに、個性の尊重と社会性の育成とのバランスを考慮した規模である。

- (3) グループ編成のできる規模である。特に、3人～6人のグループ学習を想定した場合、20人程度の学級規模が必要である。
- (4) 各種の集団競技等に対応可能な最小規模であると考えられる。

## 2 中学校

中学校は、教科担任制であることに特に着目する必要がある。この場合、1人の教員が、同一学年の1教科に限り担任することが理想であるといわれている。少なくとも、授業時数の多い、国語、社会、数学、理科、英語の5教科については、教員の教材研究の時間を確保するうえからも、1学年1人、全学年で3人の教員を配置することが望ましい。この意味では、中学校の適正規模は15学級ということになるが、学校規模が小規模化している現状に鑑み、学校教育法施行規則で標準規模とされている12～18学級の範囲で、次のとおり、適正規模の目安を設定した。

### <新宿区における中学校の適正規模の考え方>

別表のとおり、1学年4学級で12学級の学校は、5教科の教員の配当が、2人～3人となるが、学校教育法施行規則でいう標準規模に該当する。本区の中学校は、著しく小規模化する傾向にあり、12学級の確保は将来的には容易でないが、適正規模という場合には、この程度の学校規模が必要であると考える。

(12学級の場合の生徒数 363～480人、平均422人、学級規模 平均35人)

### <理由>

- (1) 現行の教員配当基準を前提にすれば、教科担任制に相応しい教員配置を確保するためには、12学級程度の規模が必要である。
- (2) 生活指導・進路指導・部活動等、教科以外の教員の役割分担について、配慮する必要がある。
- (3) 生徒の成長発達段階からいっても、中学校においては、社会性の育成がより重視されるべきであり、小学校よりも学区のエリアが広く、

学校規模が大きい方が望ましい。

(4) クラブ活動、部活動等の活性化を考慮した規模である。

< 中学校教員配当・例 >

学校規模	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	合計
18 学級	4	4	4	3	2	2	3	1	1	3	27
15 学級	4	3	3	3	1	1	3	1	1	3	23
12 学級	3	2	2	3	1	1	2	1	1	2	18
9 学級	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	14
6 学級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

### 3 幼稚園

全部の小学校に幼稚園を併設するという本区の方式は、園児数の急激な減少により、教育効果の面からいっても維持し難いものになっている。いくつかの幼稚園を統合しても設備等の充実した独立園を設置し、集団保育を効果的ならしめる規模を確保していくことが望ましい。

現状では、新たな園地の取得等、完全独立園設置のための方策は容易でないが、当面、小学校と併設という形であっても、規模に応じて専任園長または教頭を配置し、独立園化を進めるなど、教育環境の充実を図るべきである。

区立幼稚園の規模の目安としては、次のとおりである。

< 新宿区における幼稚園の適正規模の考え方 >

(1) 専用の園地・園舎及び運動場を有する完全独立園の規模については、

4・5歳児各2学級及び3歳児保育を実施した場合に加わる2学級を合わせ6学級程度以上とする。

- (2) 用地の取得難などにより完全独立園の設置が困難な場合は、現在の小学校併設の幼稚園のうち、独立園舎として機能し得る施設の構造及び一定以上の規模が確保できる園に専任園長を配置し、独立園とする（併設独立園）。規模の目安としては、4・5歳児各2学級に3歳児を加えて、5～6学級を想定している。
- (3) 現在の小学校併設の幼稚園のうち、独立園舎の確保等の施設整備が困難であっても、一定以上の規模が確保できる園については、教頭職を配置する。
- (4) 完全独立園及び併設独立園への移行が困難であり、かつ教頭職を配置できる規模を確保できない幼稚園については、見直しを行うべきである。この場合、集団保育を効果的ならしめるためには、1学級20人程度の確保が望ましい。



## 第 4 節 適正配置の考え方

### 1 小学校

小学校については、前節中〈新宿区における小規模小学校の存置の考え方〉に示した存置の目安である150人程度を下回る学校は、統廃合の対象校となる。その際に考慮すべき事項は次のとおりである。

(1) 小学校の統廃合にあたっては、現状の通学区域を基本に組み合わせを考える。

ア 隣接する2校の学校規模が共に存置の目安を下回る場合は、この2校の通学区域を合わせ、1校の通学区域とする。

イ 存置の目安を下回る学校に隣接する該当校がないときは、地域ブロック、通学距離、隣接校の規模及び指定校変更申請等の実態を考慮して、最も適切と判断できる隣接校との統合を行う。この場合、基本的には2校の通学区域を合わせるが、実態により通学区域の一部を見直すことがある。

(2) 統廃合を実施した場合においても、通学距離については、おおむね1,000メートルの範囲とする。

(3) 統廃合するにあたっては、幹線道路等について配慮する。ただし、信号機の設置等により、通学路の安全性に支障がないと思われるときは、この限りでない。

ア 本区の場合、現状でも幹線道路（主に都道）が通学区域を横断している箇所が多数ある。幹線道路の横断に際しては、信号機の設置等の安全面が配慮されているのが通常であり、特段の支障はないと考えられる。ただし、児童の交通安全指導については、一層の配慮が必要である。

イ 統合により新たに生じる危険箇所の有無について十分に調査し、対応策を講じる。

(4) 学区の統合に際しては、地域ブロック（旧行政区等）に配慮する。

小学校の通学区域の多くは、歴史的な経過を経て形成されたもの

なので、統合にあたっての配慮が必要である。地域ブロックとしては、一番大きな単位である旧行政区のほか、特別出張所の区域及び新宿区都市整備方針に示された地域区分等がある。相互に一致しない部分については、小学校の学区を基礎に、実態を考慮して定める。

(5) 新設校は、新しい時代に対応できる学校施設のあり方を勘案し、統合対象校の児童数にかかわらず、校地・校舎等の立地条件を考慮して位置を定める。

ア 基本的には、敷地面積及び形状、用途地域の区分、周辺環境、通学距離等を考慮し、新設校の位置とする。

イ 校舎については、新設校に相応しいものとする。新設校の規模に応じ、増改築を検討するほか、新築する場合は、地域利用に配慮した設計が必要である。

## 2 中学校

中学校については、前節中〈新宿区における中学校の適正規模の考え方〉に示した教科担任制に相応しい学校経営に配慮して配置するという視点に立つ。学校規模としては、12学級の確保を目途に、緊急性に配慮して統廃合を検討する。その際に考慮すべき事項は次のとおりである。

(1) 中学校の統廃合にあたっては、教育環境の向上に配慮する。

ア 1学年2学級規模の学校については、早急に隣接校との統合を検討する。

イ 敷地面積及び校舎の立地条件等、施設面からも検討を加える。

ウ 統合校の規模は、18学級を上限とする。

(2) 中学校の統廃合にあたっては、通学区域についても見直しを行う。通学区域の再編成が必要となる場合は、地域ブロック（旧行政区等）に配慮して、可能な限り小学校区との整合性を図る。

ア 地域ブロックの考え方は小学校の場合と同様であるが、現状では、中学校の通学区域は必ずしも地域ブロックと一致していない。再編

成する場合は、現在の通学区域を踏襲する地域と見直すべき地域の区分けが必要である。

イ 新たな通学区域の設定にあたっては、適正規模の確保を第一義的に考えたうえで、地域バランスにも配慮する。

ウ 通学区域の見直しに際しては、できる限り小学校区と一致させる。

(3) かつて同一学区であった等、統合することに沿革的な理由のある学校については、その面からも検討する。

(4) 通学距離については、おおむね2,000メートルの範囲とする。

(5) 新設校は、新しい時代に対応できる学校施設のあり方を勘案し、統合対象校の生徒数にかかわらず、校地・校舎等の立地条件を考慮して位置を定める。

ア 基本的には小学校の場合と同様であるが、中学校の平均規模と部活動等の状況を考慮すると、より大きな敷地が必要であると考えられる。

イ 校舎については、新設校に相応しいものとする。新設校の規模に応じ、増改築を検討するほか、新築する場合は、地域利用に配慮した設計が必要である。

### 3 幼稚園

幼稚園については、前節中〈新宿区における幼稚園の適正規模の考え方〉を踏まえ、完全独立園設置等に向けた統廃合を実施する。その際に考慮すべき事項は次のとおりである。

(1) 完全独立園設置にあたっては、地域バランスに配慮する。

幼稚園については通園区域がないので、小中学校のような地域ブロックを想定する必要はないが、事実上の通園可能なエリアを考慮し、地域間の均衡を図る。

(2) 完全独立園の用地の確保に際して、小中学校の統廃合が行われたときには、その跡地を有力な候補地の一つとして検討する（この場合、専用の園舎及び運動場を有するという意味で完全独立園であるが、学校以外の他の施設との複合化も考えられる。ただし、幼児数の推移に

配慮する必要がある。 )。

- (3) 完全独立園については、通園バスの運行を検討する。

完全独立園を設置する場合は、6学級程度以上の確保が必要条件であるとともに、完全独立園への入園希望者も相当の範囲に及ぶことが考えられる。保護者の送り迎えには距離的な限界があるので、地域を特定して通園バスを運行する。

- (4) 併設独立園については、各幼稚園の規模に応じ、適正配置を別途検討する。

当面、3歳児保育を実施した場合の規模が問題であるが、園全体で5～6学級を想定している。何園の独立園化が可能か、施設整備計画と合わせ検討する。

- (5) 小学校併設の幼稚園については、小学校が統廃合された場合、基本的にはそれに連動する。

小学校の統廃合に伴い、併設の幼稚園についても統廃合されることになる。この場合、新設園の学級数については、幼児数の減少している地域であることを考慮し、3～5歳児各1学級が適当であると考えられる。

- (6) 完全独立園の設置等に伴い集団保育の実施が困難になる小規模幼稚園については、1学級20人程度の確保を目途に統廃合を検討する。

完全独立園の設置に伴う通園バスの運行等によりカバーできる地域については、廃止を検討する。

### 第三章 適正配置の具体的方策

#### 1 小学校について

小学校については、おおむね長い歴史と伝統を有し、地域の中心的存在として位置付けられてきた。児童数減少の中での審議に際しても、できるだけ維持する方向で検討してきたところである。第二章第3節の〈新宿区における小規模小学校の存置の考え方〉において、新宿区独自での小規模設定を行ったのも、この方向に沿うものであった。

しかしながら、教育効果面から考えた場合、規模による一定の限界は認めざるをえない。1学級20人を下限とし、学校規模として150人程度という小学校存置にあたっての目安は、21世紀の学校教育を実りあるものとするための尊重されるべき選択であると考ええる。

平成8年度教育人口推計値において、1学年1学級で、かつ学校規模が150人を下回ると推定されるのは、牛込原町小学校、四谷第一小学校、四谷第三小学校、四谷第五小学校、四谷第七小学校、淀橋第一小学校、淀橋第三小学校の7校である。

(具体策)

第二章第4節「適正配置の考え方」で示された方向を具体化すれば、四谷第五小学校と四谷第七小学校との統合について、早急な対応が必要である。統合校の位置は、現在の校舎の敷地面積のみならず、周辺環境を考慮して定めるべきである。

牛込原町小学校については、敷地面積から見て学校施設の改善に限界があり、現在の児童の通学状況を考慮して、隣接校との統合を含めた対応を検討する必要があると考ええる。

淀橋第三小学校と淀橋第一小学校については、同時進行的に小規模化しているところから、この2校の統合を検討すべきである。ただし、周辺の再開発に向けての住民及び関係機関の努力に期待し、当面、児童数の推移を見守り、状況の変化に適切に対応すべきである。

四谷第一小学校と四谷第三小学校についても、同時進行的に小規模化

しているところから、両校の統合が検討されてしかるべきであるが、当面、児童数の推移を見守るべきである。

## 2 中学校について

中学校については、戦後の新制中学制度発足以来、小学校とは経過を異にしながらも、生徒数の増加に対応した新設校設置の時期を経て、着実に地域に定着したものとなり現在に至っている。しかしながら、生徒数の著しい減少傾向の中で、小学校とはまた別の困難な事態に直面している。その大きな事由の一つが教科担任制である。第二章第3節の〈新宿区における中学校の適正規模の考え方〉において、本審議会は、中学校の適正規模として12学級を選択した。理由はいくつか挙げられるが、最も切実な要因は、教員配置の問題である。

平成8年度教育人口推計値において、学校規模が12学級を下回ると推定されるのは、15校中14校に及んでいる。このうち、牛込第一中学校、四谷第二中学校、淀橋中学校、淀橋第二中学校、大久保中学校、西戸山第二中学校の6校については、9学級を下回ることが予想されている。現行の教員配当基準によれば、6学級の場合、すべての教科で全校で1人の教員配置となり、9学級の場合においても、おおむね半数の教科で、2人配置が可能になるにすぎない。現行の教科担任制の下で一定の教育水準を確保するためには、12学級程度の規模が望まれる。

### (具体策)

第二章第4節「適正配置の考え方」で示された方向を具体化すれば、中学校については、将来的に通学区域の変更も含めた再配置が必要になると考えられる。それを具体的に示せば別図のとおりである。

ただし、平成8年度教育人口推計値において、12学級の確保を目指した場合の適正配置案の影響の大きさに鑑み、当面、9学級以上の確保を目途に、学校規模の推移と施設面の充実に配慮した統廃合を行うべきである。

当面の具体策として、平成4年度に6学級規模となった淀橋第二中学

校と、8学級規模の淀橋中学校との統合を検討すべきである。

なお、統合後の新設校は、淀橋地区唯一の中学校になるので、人口確保と学校施設環境の向上に特段の努力を傾けるとともに、将来、学校規模が基準を大幅に下回る事態になっても維持する必要があると考える。

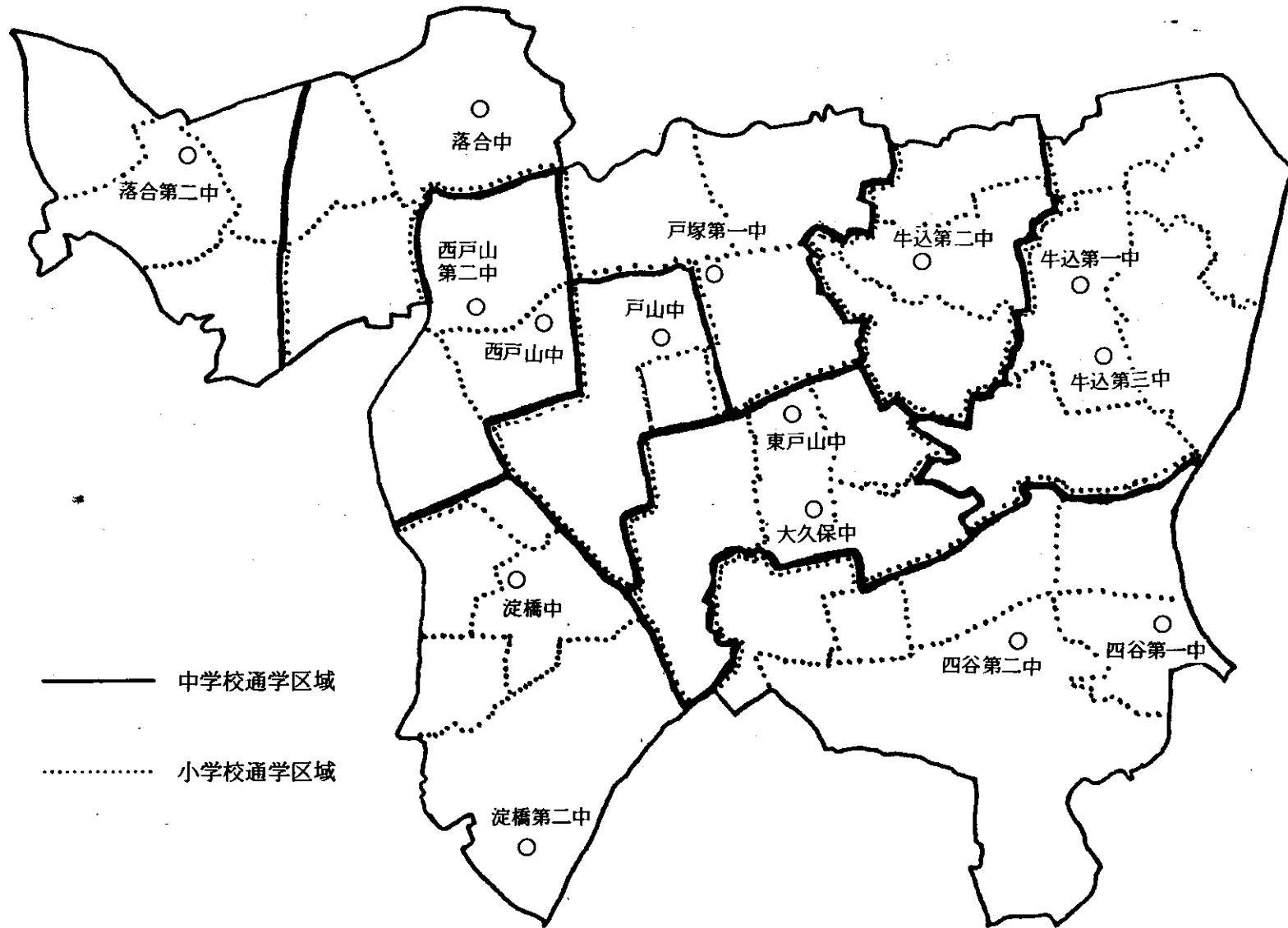
西戸山第二中学校については、教育環境の向上に配慮し、敷地等の条件を考慮した対応が望ましい。

大久保中学校については、平成3年度の11学級が、平成4年度には8学級になるなど、生徒数の減少傾向が最も著しい。隣接校との通学区域の変更を含めた対応が必要であると考ええる。

### 3 幼稚園について

幼稚園については通園区域がなく、私立幼稚園との関係もあるので、各園別の園児数の将来推計は難しい。したがって、適正配置に際しては、当面、小学校と連動した統合を行うのが現実的であると考ええる。

このほか、現在の小学校併設の幼稚園については、地域の実情と園児数の推移を勘案しての適切な対応が望ましい。この場合、第二章第3節の〈新宿区における幼稚園の適正規模の考え方〉に配慮する必要がある。





## 第四章 学校施設のあり方の基本的な考え方

### 第1節 学校施設のあり方の基本的命題

21世紀に向けた学校施設のあり方を考えるうえで、教育内容及び方法の将来的な変化に対応し得る施設設計の問題と同時に、地域社会の中における学校の位置付けを見直すことが不可欠である。学校施設は、単に学校教育の場としての意味を担うばかりでなく、学校5日制とコミュニティ・ライフの再構成、生涯学習社会への移行等の現代的な課題を背景に、地域社会にとって、ますます重要なものになってきている。したがって、今後の学校施設の建設とその運営にあたっては、次の視点からの検討が必要である。

第一に、学校施設を学校教育並びに地域社会にとっての「ゆたかな空間づくり」の拠点として位置付けることである。児童・生徒や教職員にとっての「ゆとりのある教育の場」は、地域社会の「生活の場」としても、ゆたかな空間を提供するものでなくてはならない。これからの学校施設は、地域の町並みとも調和し、地域の歴史、伝統を生かした設計を工夫するなど、効率性からゆたかさへの発想の転換が望まれる。

第二に、学校施設は、これからの弾力的かつ多様な教育システムに対応できる方向を目指すべきである。例えば、多目的スペースの設置や情報化に対応する教育内容に応じた諸設備等、ともすれば画一的・固定的であった従来の施設設計を見直していく必要がある。

第三に、「地域に開かれた学校づくり」である。学校施設は、地域の公共施設の一部であり、子供のみならず、地域社会の貴重な公共空間である。学校開放からさらに一步を進め、あらかじめ地域が利用することを想定した設計が望まれる。

学校施設の複合化という考え方は、このような社会の要請を反映している。学校施設の文化性を高めたり、あるいは別の機能を付与したりして、地域社会の中核施設として活用していく方向が考えられる。

## 第2節 学校施設の複合化について

### 1 学校施設複合化の視点

前節で述べたように、学校施設の複合化の問題は、「地域に開かれた学校づくり」の一環として位置付けられるべき性格の事柄であり、地域社会の中核施設としての学校が、どのような複合機能を担うべきか、「地域社会の教育力」を最大限に発揮するためには、どのような施設を複合的に合せもつことが望ましいかという視点から検討されるべきものである。

複合施設を考えるに当たって、次の3点に配慮する必要がある。

第一は、児童・生徒数の減少に対応した学校教育の充実である。つまり、ある程度以上の学校規模を確保したうえで、教育効果の向上と教育環境の充実を図るべきである。公共施設の効率的な利用のあり方として複合化も考えるが、いかなる施設が、上述の「地域社会の教育力」を高める施設かを考えることが必要である。例えば、隣接公園との一体利用を工夫して狭い校庭の問題を解消するなどが望ましいあり方になる。

第二は、遊休施設の効率的な利用である。児童・生徒数の減少による空き教室の利用など、学校教育以外の面にも広く門戸を開放し、施設の有効活用・多目的利用を図る。

第三は、生涯学習の場と機会の充実である。施設の複合化・多目的利用という点では第二に近いが、家庭と地域社会の教育力を再認識し、ハードの面だけでなく、人間関係のあり方や文化の継承などのソフト面の充実に力点を置くことが必要である。この場合、学校は当該児童・生徒への学校教育のみならず、地域での学習機会の提供ということで、地域のコミュニティ・センターとしての役割を果たしていくことになる。

以上の3点は、前節の「学校施設のあり方の基本的命題」に照らしてみても、いずれも大事な要素であるといえる。そして、どのような複合施設を選択し、運営していくかは、地域特性を踏まえた学校施設の計画的な設計の問題であり、管理運用方法の改善がどこまで可能であるかという点に依存している。

## 2 学校施設複合化の実現に向けての提言

都市部における用地の取得難等を背景に、学校施設複合化のあり方の考察は複雑である。しかし、最も重要な視点は、複合化する各施設が複合化することにより各々の事業をより効果的に行うことができるかということであり、学校経営の面からいえば、地域に開かれていることの教育効果が期待できるものでなくてはならない。少なくとも、同居することのデメリットが先に立つようでは、複合化の意義は失われるであろう。

したがって、第一に重要なことは、複合施設としてどのような施設を選択するかという問題である。文部省に設置された「学校施設の複合化に関する調査研究協力者会議」が報告した「学校施設の複合化について」においては、社会教育や社全体育等の文教施設による複合化を学校施設の複合化と定義しており、最も一般的な考え方といえる。例えば、温水プール付きの体育館を設置し、地域と学校とで共同利用することなどが考えられる。

ただし、福祉施設や公園等、いわゆる文教施設に限定されない施設との複合化をまちづくりの視点から設計する事例もあり、必ずしも文教施設に限定する必要はないと考える。例えば、学校と公園とが一体となった設計などは、「ゆたかな空間づくり」の観点から望ましいことであるし、地域のお年寄りとの交流を可能にするような施設のあり方などについても、今後、検討の余地がある。

第二に、複合化した施設間の機能調整の担当者を明確にしておくことである。同居施設はもともと異なった機能を別個に行ってきたわけであるから、複合化した場合には、今までの事業の見直しや再検討が必要になる。各々の施設の管理責任者が全体的な調整を行うことには限界があるので、設計段階から実施後の運用に至るまで、多目的利用に対応した管理システムづくりが必要である。

施設管理の方法については、学校長の責任の範囲には限度があるので、例えば、地域のスポーツ施設との複合化による共同利用等に際しては、

基本的な維持管理は教育委員会が行う等の措置が必要である。

第三に、学校用地を活用して学校施設の複合化を計画する場合、特に留意すべきことは、P T Aをはじめ地域の関係者の理解を得ることである。

いずれにしても、生涯学習社会の中における「地域に開かれた学校」の実現に向けて、単なる用地の効率的な利用にとどまらず、教育的な見地からも有効活用が図られる複合施設を検討すべきであるとする。

### 第3節 学校施設のあり方と学校経営の将来的な課題について

学校施設のあり方、とりわけ複合施設化の考え方について述べてきたが、この章の最後に、施設のあり方論と絡めて学校経営の将来的な課題について指摘しておきたい。

本審議会の基本的立場として、特に小学校については、第二章第3節の〈新宿区における小規模小学校の存置の考え方〉において、新宿区独自の小規模設定を行い、規模による一定の限界は認めながらも、できるだけ維持する方向で検討を進めてきた。

しかしながら、この目安によって小規模校を存置するにしても、適正規模とはいえない以上、教育効果面から考えた場合のマイナス面が解消されるわけではない。施設面で余裕のある小規模校ならではの複合化のあり方等を検討するなど、マイナスをプラスに転化する努力は、一層重要なものになると考える。学校施設の複合化・多目的化によって、地域の核として学校施設が機能することで、地域社会における施設の存在意義はますます大きくなるとしても、合わせて、学校経営自体が成り立つ方策を講じていくことが、学校教育の将来を考えるうえで不可欠であることを付記しておく。

## 第五章 答申の実現に向けて

本審議会は、過半数の小中学校が、学校教育法施行規則にいう標準規模を維持しえないという、厳しい環境条件のもとで、新宿区立学校を将来にわたって適正に維持するにはいかにすべきかを検討してきた。

その具体的方策については、第三章、第四章に述べたとおりであり、その方策が着実かつ慎重な手順のもとに実現されることを、教育委員会に対し、強く要請するものである。

ただし、本審議会は、この答申の望ましい形での実現が、教育委員会のみならず、区民、教職員、関係機関各位のなみなみならぬ努力を前提として、はじめて意味をもつことに鑑み、以下の要望事項を付記するものである。

第一に、本答申は、今後の学齢人口が、平成8年度推計値までは減少するとしても、この水準で将来にわたって維持されることを前提に、適正配置の具体策を立案した。したがって、将来的にも現在の減少傾向が続くとすれば、この適正配置案は所期の教育効果が得られないものになるといわねばならない。

淀橋地区のように、本審議会の審議を契機に、学校の維持と地域社会の活性化が相互に不可分に結びついていることへの認識が広がり、住民、町会、PTA、学校が一体となって地域再開発に向けての努力の気運が生じつつあることは予想外の喜びである。

定住化の促進に向けて、区民、区議会、区役所をあげての共同の努力が最大限に発揮され、少なくとも平成8年度予測の線で人口減少に歯止めをかけ、定住人口と地域社会の活力維持、そして学校規模水準の保持がなされるよう、本審議会は強く望むものである。

第二に、新宿区ないし都心区の学校施設のあり方についてである。

新宿区は、世界都市東京への構造変動の最先端地域として、その変動の影響を直接的に受け、定住人口の減少、生活条件の激変に悩むこととなっ

た。本審議会成立の背景である学齢人口の減少はその一つの現れといえる。

本答申は、審議会に与えられた任務の性質上、この激動に対する受身の対応を迫られたものであるが、本来、このような新宿の大きな変動は、学校施設のあり方を含め地域社会の再構築へ向けての積極的な取組みを要請するものである。

学校施設のあり方は、本答申に盛られた施設複合化のみならず、都心型地域社会のあり方、その中核施設のあり方の問題として、別途、区の総力をあげた取組みを要請したい。それは、一つには国際化最先端地域としての新宿区立学校の教育内容の再検討、一つには多様な外国人を含む生涯学習、コミュニティ活動の拠点としての学校施設のあり方の問題を含んでいる。

第三に、現行の教育関係諸制度の問題がある。特に中学校教科別教員配当基準は、学校規模と連動して小規模校の経営を困難にしている大きな要因である。その是正措置について、新宿区教育委員会は、これが都心区共通の問題であることに鑑み、東京都教育委員会及び各区教育委員会とともに早急に取り組むことを要請する。

現行基準は、教科とともに重要な部活動、クラブ活動等を含む中学校経営全般に対する配慮に欠けるものであり、問題点は都心区小規模校に典型的に現れるからである。

第四に、いわゆる「公立中学校離れ」の問題がある。この問題は、現在の社会的風潮、教育諸制度のあり方、そして教員の資質や学校運営の方式などと絡む根の深い事柄である。本審議会が寄与し得るのは、教員配当等についての現行制度のもと、公立中学校の水準を維持する外形的条件を確保することに限られる。12学級、少なくとも9学級の確保を図ったのがその具体例である。

教育委員会と学校側が協力して、教育内容及び方法や学校運営の改善、特に、地域社会との結び付きの強化などに取組み、公立離れに多少とも歯止めをかけられることを期待したい。

本審議会は、当初より公開審議の立場を貫いてきた。特に、「適正配置の具体的方策」については、学校存続の問題と絡めて高い関心を寄せられ、論議の対象となった。本答申の決定にあたっては、一委員から、審議はまだ十分とはいえ、具体的な校名を示した適正配置案を答申することは、地域に混乱をもたらすもので賛成できないという意見があった。

審議会としては、関係団体の意見書及び意見表明を受け付けるなど、真剣な検討を行った。それらの検討結果のいくつかはこの答申でも指摘しているところであるが、答申の実現に際しては、関係者との協議など、地域社会の一層の理解を得る努力が必要であると考えている。

最後に、この答申の主旨を踏まえ、21世紀を見据えた教育環境の整備と充実した学校教育の実現に向けて、関係各位のさらなるご尽力を期待する。